

海津市地域公共交通会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海津市地域公共交通会議運営規程(以下「運営規程」という。)
第7条第2項の規定に基づき、海津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)
の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 会長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続き)

第3条 一般傍聴人として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において傍聴届(様式1号)に住所及び氏名を記入のうえ、交通会議の事務局(以下「事務局」という。)に提出し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付する。

3 報道関係者として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において報道関係者受付簿(様式第3号)に報道機関の名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしよう

とするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、海津市地域公共交通会議設置要綱第8条第5項ただし書きの規程により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

海津市地域公共交通会議傍聴届

年 月 日

海津市地域公共交通会議傍聴規程第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり届
けます。

記

住 所

氏 名

傍聴証番号

様式第 2 号(第 3 条関係)
(表面)

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>海津市地域公共交通会議</p>
--

(裏面)

<p>会議を傍聴する皆様へのお願い</p>
<p>傍聴に際しましては、下記の事項を守り、会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。なお、下記事項に違反する行為があった場合には、やむを得ず退場していただく場合がございます。また、この傍聴証はお帰りの際に事務局に返還してください。</p>
<p>記</p>
<p>(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明することがないようお願いいたします。</p>
<p>(2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないようお願いいたします。</p>
<p>(3) はち巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないようお願いいたします。</p>
<p>(4) 飲食又は喫煙をしないようお願いいたします。</p>
<p>(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないようお願いいたします。</p>
<p>(6) 会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないようお願いいたします。</p>
<p>(7) 傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、議長の承認を受けてください。</p>
<p>(8) 会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場するようお願いいたします。</p>
<p>(9) 事務局の職員の指示に従うようお願いいたします。</p>
<p>以上、ご協力お願いいたします。</p>

